



徳島県報

発行者 徳島県
発行所 徳島県企画総務部
法制監察課

号外第6号 令和8年1月27日発行

目 次

【選挙管理委員会告示】

番号	表	題	担当課名
1 8		令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関し支出すことのできる金額を告示する件	
1 9		地方自治法の規定による条例の制定又は改廃の請求及び監査の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の50分の1の数を告示する件	
2 0		地方自治法の規定による県議会の解散の請求、知事の解職の請求及び主要公務員の解職の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数を告示する件	
2 1		地方自治法の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の3分の1の数を告示する件	
2 2		地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定による県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の知事の選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数を告示する件	

徳島県選挙管理委員会規程（昭和四十年徳島県選挙管理委員会告示第三二号）第十七条た
だし書の規定により、令和八年徳島県選挙管理委員会告示第十八号を、令和八年一月二十
七日午前八時三十分に、徳島県庁正門前の掲示場に次のとおり掲示して公告した。

令和八年一月二十七日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

徳島県選挙管理委員会告示第十八号

令和八年一月八日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に
関し支出する
ことのできる金額は、次のとおりである。

令和八年一月二十七日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

選挙区名	金額
徳島県第一区	一四、二八五、六〇〇円
徳島県第二区	二二、八〇六、一〇〇円

徳島県選挙管理委員会規程（昭和四十年徳島県選挙管理委員会告示第三号）第十七条た
だし書の規定により、令和八年徳島県選挙管理委員会告示第十九号を、令和八年一月二十
七日午前八時三十分に、徳島県庁正門前の掲示場に次のとおり掲示して公告した。

令和八年一月二十七日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

徳島県選挙管理委員会告示第十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項の規定による条例の制定
又は改廃の請求及び同法第七十五条第一項の規定による監査の請求をする場合の県議会議
員及び知事の選挙権を有する者の五十分の一の数は、次のとおりである。

令和八年一月二十七日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

一一、八五六人

徳島県選挙管理委員会規程（昭和四十年徳島県選挙管理委員会告示第三号）第十七条た
だし書の規定により、令和八年徳島県選挙管理委員会告示第二十号を、令和八年一月二十
七日午前八時三十分に、徳島県庁正門前の掲示場に次のとおり掲示して公告した。

令和八年一月二十七日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

徳島県選挙管理委員会告示第二十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条第一項の規定による県議会の解散の請求、同法第八十一条第一項の規定による知事の解職の請求及び同法第八十六条第一項の規定による主要公務員の解職の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の総数のうち四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和八年一月二十七日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

一六五、四六二人

徳島県選挙管理委員会規程（昭和四十年徳島県選挙管理委員会告示第三二号）第十七条た
だし書の規定により、令和八年徳島県選挙管理委員会告示第二十一号を、令和八年一月二
十七日午前八時三十分に、徳島県庁正門前の掲示場に次のとおり掲示して公告した。

令和八年一月二十七日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

徳島県選挙管理委員会告示第二十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による県議会議員の
解職の請求をする場合の各選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の三分の一の数
は、次のとおりである。

令和八年一月二十七日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

選挙区名	数
徳島	六九、〇九三人
鳴門	一五、二八六人
小松島・勝浦	一一、六八七人
吉野川	一〇、七〇四人
阿南	一九、一五五人
阿波	九、七三一人
馬	九、五九〇人
三好第一	六、四二九人
那賀	二、〇六一人
海部	五、〇二八人
板野	二六、九一〇人
三好第二	三、七〇九人

徳島県選挙管理委員会規程（昭和四十年徳島県選挙管理委員会告示第三二号）第十七条た
だし書の規定により、令和八年徳島県選挙管理委員会告示第二十一号を、令和八年一月二
十七日午前八時三十分に、徳島県庁正門前の掲示場に次のとおり掲示して公告した。

令和八年一月二十七日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

徳島県選挙管理委員会告示第二十一号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第二百六十二号）第八条第
一項の規定による県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の知事の選挙権
を有する者の総数のうち四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一
を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和八年一月二十七日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

一六五、四六二人